

明日香村測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領

明日香村及び明日香村上下水道担当課(奈良県広域水道企業団を含む)が発注する測量・建設コンサルタント等業務の競争入札に参加しようとする者は、次により入札参加資格審査申請をしてください。この申請をもとに作成する名簿は、村長部局をはじめ、教育委員会、水道事業並びに村が出資する公益法人等で発注する競争入札に使用します。

記

1 入札参加申請者の資格

次のすべての要件を備えていること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 次のうち1つ以上に該当すること。

① 測量法第55条の5第1項の規定による登録を受けて測量業を営む者。

② 建設コンサルタント業、地質調査業及び補償コンサルタント業を営む者。ただし、業務に関し法律等により登録等を必要とするものにあつては、当該登録を受けて業務を営む者。

③ 建築士法第23条第1項の規定による1級、2級又は木造建築士事務所の登録を受けて業者を営む者。ただし、建築設備に係る設計又は工事監理に関する業務を営む者については、この限りではない。

(3) 納期限が到来している税金に未納がないこと。

2 受付期間

令和8年1月15日(木)から令和8年2月13日(金)まで(土・日・祝日を除く)

午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで

※ 郵送は、受付期間内の消印があるものを有効とします。

※ 受付期間を経過したものは、一切受付しません。

3 受付場所

明日香村役場庁舎 2階相談室

郵送の送付先

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘21番地 明日香村役場 総務財政課

4 申請方法

持参又は郵送とし、郵送の場合は、封筒の表・左下に朱書きで「資格審査申請書類在中」と明記してください。

申請書類は、必ずA4サイズとし、添付書類一覧表の番号順にダブルクリップで綴じたものを1部提出してください。 ※【ホッチキス止めはしないで下さい。】

尚、ダブルクリップで綴じることが出来ない場合は紐綴じでも結構です。

5 登録有効期間

令和8・9年度(令和8年4月1日～令和10年3月31日)

6 注意事項

(1) 申請書の内容(商号又は名称、所在地、営業種別等)は、資格審査後、入札参加資格者名簿として公開しますのでご了承ください。

(2) 黒インク又は黒ボールペンを使用し、文字は楷書で正確に記入してください。

(3) 申請書類を提出される前に不備・不足がないか必ず確認してください。書類等に不備がある場合は、受付できません。

7 その他

明日香村の一般競争入札については毎月第2・第4月曜日(祝日にあたる場合はその翌日)を公告日としていますので村公式ホームページの入札情報を確認して下さい。

8 問い合わせ

奈良県明日香村役場総務財政課

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘21番地

TEL 0744-54-2001 FAX 0744-54-2440

■ 申請書及び添付書類一覧表

提出書類		法人	個人
1	110円切手を貼った封筒 ※ 郵送で申請される場合に、受付票を返送するためのものです。 送付先を記入しておいてください。	△	△
2	明日香村入札参加資格審査申請受付票 ※ 申請を受理した後、交付します。	◎	◎
3	明日香村入札参加資格審査申請パンチ入力表	◎	◎
4	申請書 （国土交通省地方整備局様式）（様式①－1） 〃 （国土交通省地方整備局様式）（様式①－2） 〃 （国土交通省地方整備局様式）（様式①－3） 〃 （国土交通省地方整備局様式）（様式② 業態調書）	◎	◎
5	委任状 ※ 支店等に権限を委任する場合	△	△
6	承諾書	◎	◎
7	営業所一覧表 ※ 本店のみの場合も添付	◎	◎
8	使用印鑑届 ※ 契約・請求等に使用する印鑑	◎	◎
9	印鑑証明書（写し可）【申請日の3ヵ月以内に発行されたもの】	◎	◎
10	測量等実績調書（直近2年間）	◎	◎
11	技術者経歴書	◎	◎
12	登録証明書等（写し）	◎	◎
13	ISO認証登録証明書（写し）	△	△
14	商業登記簿謄本（写し可）【申請日の3ヵ月以内に発行されたもの】 ※ 法人の場合	◎	
15	納税証明書【申請日の3ヵ月以内に発行されたもの】 村内業者 ・ 村税（国民健康保険税を含む。）の納税証明書（写し可） ※ 証明書の交付申請に際して、役場（住民課）の窓口で明日香村一般競争（指名競争）参加資格審査申請用と指定してください。 ・ 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可） ※ 法人の場合はその3の3及び当該法人の代表者個人の市町村税等に係る納税証明書、個人の場合はその3の2 村外業者 ・ 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）	◎	◎

（注） ◎印は、必ず提出しなければならない書類です。
△印は、該当する場合のみ提出が必要な書類です。